

行田市地域包括支援センター運営業務
委託事業者候補選定プロポーザル

【実施要領】

行田市健康福祉部高齢者福祉課

令和6年3月

目 次

1	プロポーザルの件名及び実施形式.....	- 2 -
2	公募の趣旨（目的）	- 2 -
3	募集の内容	- 2 -
4	応募の手続き	- 7 -
5	応募法人の審査・選定.....	- 8 -
6	スケジュール（予定）	- 9 -
7	情報公開及び情報提供.....	- 10 -
8	その他.....	- 11 -
9	問い合わせ	- 11 -
参考	- 12 -
●	令和4年度地域包括支援センター事業実績.....	- 12 -
●	審査項目について	- 14 -
●	質問書	- 15 -

1 プロポーザルの件名及び実施形式

(1) 件名

行田市地域包括支援センター運営業務委託事業者候補選定プロポーザル

(2) 実施形式

公募型プロポーザル方式

2 公募の趣旨(目的)

地域包括支援センターは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下、「法」という。）第115条の45第1項1号の二及び第2項各号に規定する包括的支援事業並びに介護予防支援事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設である。

本市においては行田市高齢者いきいき安心元気プラン（第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）に基づき、現在5か所の地域包括支援センターを設置している。

次期、高齢者いきいき安心元気プラン（第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）において、市内の高齢者人口は、2040年まで約25,000人で推移し、今後は、介護、医療の両方を必要とする85歳以上の高齢者人口がさらに増加することが見込まれており、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯、認知症等の高齢者への対応がより一層必要になることから、きめ細やかな相談支援体制を維持するため、地域包括支援センターは引き続き5か所を設置することとしている。

この度、星河、荒木、南河原区域を担当していた地域包括支援センター1か所が廃止となるため、当該区域を担当する地域包括支援センター1か所を運営する法人の公募を行うものである。

3 募集の内容

(1) 募集する地域包括支援センターの担当区域

① 担当区域

担 当 区 域	設置数
星河・荒木・南河原	1

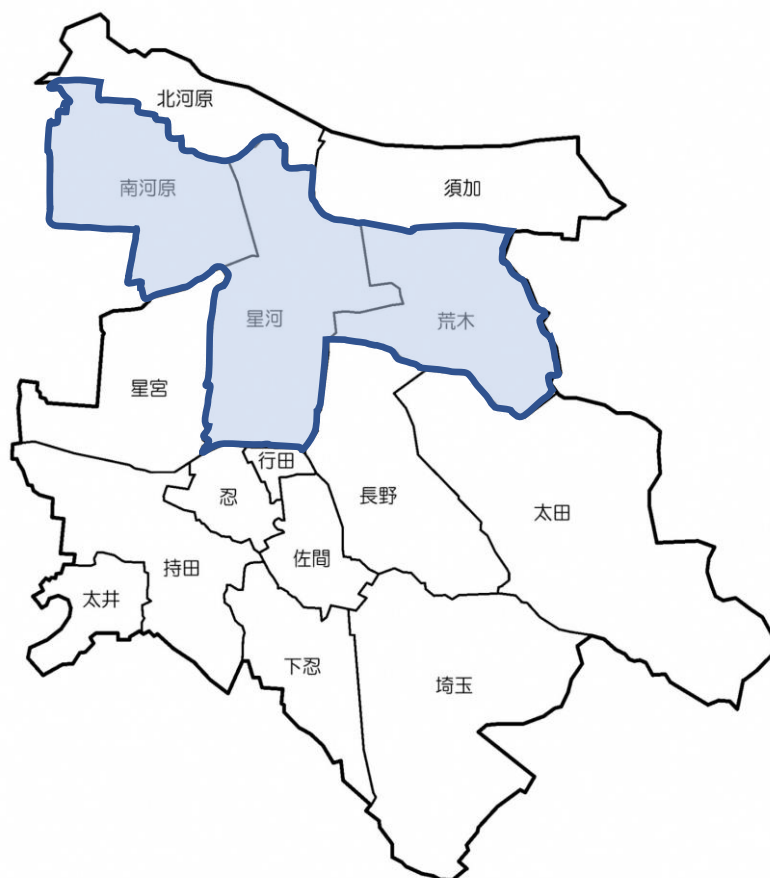
② 担当区域の状況

(令和6年3月1日現在)

担当地区	人口	高齢者数	高齢化率	ひとり暮らし 高齢者数(※)
星河	8,504	2,798	32.90%	436
荒木	2,953	1,188	40.23%	115
南河原	3,313	1,164	35.13%	128
計	14,770	5,150	30.12%	679

(※) 令和5年4月1日現在

募集する地域包括支援センターの担当区域



(2) 開設予定年月日

令和6年10月1日

(3) 応募資格

令和6年3月1日現在、行田市市内において介護保険サービスを提供する事業所を有し、かつ、当該事業所において介護保険サービスの提供実績がある法人で、次の①から⑫までの要件を満たしていること。

- ① 今回募集する担当区域内に地域包括支援センター施設を設置し、直接運営できること。ただし、開設予定日に担当区域内に地域包括支援センター施設（(3)ー2に定めるものをいう。以下、同じ。）を設置できない場合は、当面の間、市内の別の場所で臨時的に設置し、令和6年度内に設置するとしても差し支えない。
- ② 法第115条の2第2項に規定する指定介護予防支援事業者として指定してはならない基準に該当しないこと。
- ③ 包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人で、次の各号のいずれかに該当するもの。
 - ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者
 - イ 医療法人

- ウ 社会福祉法人
 - エ 包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人
 - オ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定により設立された特定非営利活動法人
 - カ その他市長が適当と認める者
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
 - ⑤ 行田市契約規則（昭和51年規則第22号）第12条の規定に該当しない者であること。
 - ⑥ 行田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成5年告示第54号）に基づく指名停止の措置に該当しない者であること。
 - ⑦ 国税、県税及び市税の滞納がないこと。
 - ⑧ 役員の中に破産者及び禁固以上の刑に処された者がいないこと。
 - ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により手続きをしている者でないこと。
 - ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - ⑪ 行田市契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年告示第243号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。
 - ⑫ 令和6年10月1日から業務を円滑に実施できる体制（（3）－3、（3）－4、（3）－5に定めるものをいう。）をとることができる者であること。

（3）－2 設置場所・設備等

法令の遵守、業務における公正・中立性の確保、個人情報保護等の観点から、次のとおり事務所の設置、設備の確保を行うこと。

- ① 地域包括支援センターを設置する予定である土地及び建物については、都市計画法、建築基準法、消防法その他の関係法令を遵守すること。
（担当区域内における使用していない公共施設の一部等の使用を検討する場合は、市との協議を行うことができる。ただし、使用が可能かどうかは、市の協議及び使用許可等必要な手続きを経なければならない。）
- ② 独立した事務室及び相談室を確保すること。なお、独立した事務室及び相談室を確保することが困難な場合、仕切りを設けるなどの対応により、独立性を確保すること。
- ③ 事務室には、業務を行う上で必要となる机、椅子、施錠可能な書類保管庫等を設置すること。
- ④ 光インターネット回線接続環境を確保すること。また、電話番号・FAX番号、電子メールアドレスについては、専用のものを確保すること。

- ⑤ 事務所設置場所（臨時で設置するものも含む。）及び電話番号については、市報による周知の都合上、令和6年7月末日までに確定しておくこと。
- ⑥ 総合相談、介護予防サービス支援計画書作成、給付管理等において使用する地域包括支援センターシステムに係るパソコン、プリンターについては、市が調達し、貸与する。
- ⑦ 上記⑥に係るものを除き、事業の運営にあたり必要な設備類は委託法人が設置し、その経費を負担すること。

（3）－3 人員配置

イ地域包括支援センターは、次の①から③の専門職各1名、計3名以上を常勤専従職員として配置すること。

- ① 保健師その他これに準ずる者
（保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等の経験及び高齢者に関する公衆衛生業務の経験年数※1が1年以上ある看護師（ただし、准看護師は除く。））
※1 病棟経験や急性期医療の経験ではなく、医療機関や介護施設及び介護保険事業所等において、高齢者が円滑な在宅生活を送れるよう、相談支援業務に従事した経験をいう。
- ② 社会福祉士その他これに準ずる者
（社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者）
- ③ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者
（主任介護支援専門員に準ずる者として、ケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員として実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者）

※社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずるものについては、将来的には社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと。

ロ介護予防支援事業所として、地域包括支援センターの専門職以外に保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を1名以上配置すること。

（3）－4 業務対応時間等

- ① 開設日 月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までの日は除く。）
なお、休日夜間でも相談受付のできる体制を整えること。
- ② 開設時間 原則、市の開庁時間と同様に、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) - 5 経理区分

委託料及び指定介護予防支援事業に係る報酬は、それぞれ明確に区分して経理を行い、経理に関する帳簿等必要な書類を整備すること

(4) 応募の抹消

応募した法人が、応募書類の提出日から委託事業者の候補となる法人の決定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募を抹消し、審査及び選定の対象から除外する。

- ① 応募書類の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかった場合
- ② 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ③ 本実施要領に違反又は逸脱した場合
- ④ 応募の採否の働きかけを行う等の目的で、応募法人の職員またはその役員、若しくは応募法人が依頼した人物が、市職員等と直接又は間接に接触した場合

(5) 委託する業務

- ① 包括的支援事業（法第115条の45第2項）
 - ア 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）
 - (ア) 地域支援ネットワーク構築
 - (イ) 実態把握
 - (ウ) 総合相談支援
 - (エ) 家族を介護する者に対する相談支援
 - (オ) 地域共生社会の観点に立った包括的な支援の実施
 - イ 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）
 - (ア) 成年後見制度の利用促進
 - (イ) 老人福祉施設等への措置の支援
 - (ウ) 高齢者虐待への対応
 - (エ) 困難事例への対応
 - (オ) 消費者被害の防止
 - ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）
 - (ア) 包括的・継続的なケア体制の構築
 - (イ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用
 - (ウ) 日常的個別指導・相談
 - (エ) 支援困難事例等への指導・助言
 - エ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（法第115条の46第7項）
 - オ 地域ケア会議の実施（法第115条の48第1項）
 - カ 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）
 - キ 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）
 - ク 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）

- ② 第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニ）
- ③ 指定介護予防支援事業（法第115条の22）
- ④ 介護教室

（6）委託契約方式及び契約期間

- ① 委託契約方式 随意契約
- ② 契約期間 契約締結日（令和6年7月1日を予定）から令和7年3月31日までとする。

※委託契約締結日から委託業務開始日（令和6年10月1日を予定）までの間は細目協議、引継期間とし、この間の費用は委託法人が負担するものとする。

※令和7年度以降の契約は業務実績を勘案した上、予算の議決を前提に年度ごとに契約するものとする。なお、予算の議決が得られなかった場合、委託者に損害を与えることがあっても、本市は損害賠償の責めを負わないものとする。

（7）契約解除

次の①から③までの事由に該当する場合、期間の満了を待たずに市は委託法人との契約を解除することができるものとする。

- ① 契約に定める義務を履行しないとき
- ② 業務運営が著しく不相当と認められるとき
- ③ 法令違反や重大な過失又は背信行為があったとき

なお、委託法人の都合による予告のない解除権の行使は認めないものとする。

（8）運営財源

- ① 包括的支援事業に係る業務委託料 10,480,000円

※上記委託料には、新規開設経費872,000円を含む。

※令和6年度における業務委託料については、委託法人の請求により支払うものとする。なお、委託料（包括的支援事業等）については、事業費の決算額をもって精算するものとし、その場合、契約金額を上回る精算は行わないものとする。

- ② 指定介護予防支援事業に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）等

《参考》指定介護予防支援事業に係る報酬 約7,683,000円

（令和4年度実績(既存地域包括支援センターの平均金額)）

4 応募の手続き

（1）提出書類

- ① 行田市地域包括支援センター運営業務委託事業者候補選定プロポーザル応募申請書【様式1】
- ② 誓約書【様式2】
- ③ 役員名簿【様式3】
- ④ 地域包括支援センター運営法人に関する事項（法人概要）【様式4】

- ⑤ 地域包括支援センター運営法人に関する事項（法人実績）【様式5・6】
- ⑥ 地域包括支援センター運営に関する事項【様式7～15】
- ⑦ 地域包括支援センター職員に関する事項【様式16-1～16-5】
- ⑧ 地域包括支援センター設置に関する事項【様式17-1～17-4】
- ⑨ 令和6年度地域包括支援センター・介護予防支援事業所収支計画書【様式18】
- ⑩ 地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業所の各配置職員（4名以上）の資格証の写し
- ⑪ 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※3か月以内のもの
- ⑫ 定款、寄附行為、規約その他これに類する書類
- ⑬ 国税、県税及び市税の未納がないことの証明書 ※3か月以内のもの
- ⑭ 法人の財務状況に関する書類（損益計算書、貸借対照表等、直近1年分）
- ⑮ 法人等の事業内容、事業実績等の概要のわかるもの
- ⑯ 法人代表者履歴書

（2）留意事項

- ① 提出部数は、正本1部、副本7部とする。
- ② 応募書類確認一覧表を必ず添付すること。なお、必ず定められた様式を使用すること。
- ③ 応募等に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- ④ 応募書類提出期限後の応募書類の追加、修正は認めない。
- ⑤ 応募書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ⑥ 応募書類の各様式について、原則として令和6年4月1日現在で記入すること。
- ⑦ 応募書類は、A4版縦型左綴じとし、書類にインデックスを添付すること。その際、書類に直接添付するのではなく、書類の前に白紙を挿入し、それにインデックスを添付すること。※別紙参照

（3）応募期間

- ① 期 間 令和6年5月8日（水）から5月13日（月）まで
※各日午前8時30分から午後5時まで
- ② 提出場所 行田市高齢者福祉課地域包括ケア担当

5 応募法人の審査・選定

（1）審査・選定

応募書類の審査及び応募法人によるプレゼンテーション等の結果に基づき、プロポーザル審査委員会において地域包括支援センターを運営する能力等を総合的に審査し候補選定を行うものとする。審査は点数制を採用し、応募法人が複数の場合は評価点の合計点数が最も高い法人を選定するものとする。なお、応募法人が1法人のみ場合であっても審査結果によっては選定しない場合がある。

※審査項目は、本実施要領14ページを参照すること。

※選定結果について、行田市地域包括支援センター運営協議会への報告を行った後に、委託事業者の候補となる法人を最終的に決定する。

※委託事業者の候補となる法人の選定後の辞退は原則として認めない。また、辞退により本市に損害が生じた場合、その費用を請求する場合がある。

(2) 結果

結果は、応募した法人に対して通知する。また、委託事業者の候補となる法人の決定については、行田市ホームページに掲載し公表する。なお、本プロポーザルは行政が行う許認可等の処分とは異なるため、選定結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。

(3) 結果に対する問合せ

委託事業者の候補とならなかった応募者がその理由の説明を求められる期限は、選定結果通知日から起算して、7日以内とする。なお、理由の説明を求める際は、書面にて行うものとし、その場合、本市は当該書面を受理した日から起算して7日以内に書面にて通知する。

6 スケジュール(予定)

(1) 資料の配布

① 配布する資料

ア 行田市地域包括支援センター運營業務委託事業者候補選定プロポーザル実施要領

イ 提出書類様式

ウ 令和6年度行田市地域包括支援センター運営方針

② 配布期間 令和6年4月5日(金)午前9時から 4月12日(金)午後5時まで

③ 配布場所 行田市高齢者福祉課地域包括ケア担当 窓口⑧番 ※その他、本市ホームページに掲載する。

(2) 質問の受付

① 期間 令和6年4月5日(金)午前9時から4月17日(水)午後5時まで

② 方法 質問は、本実施要領に添付した質問票にて電子メールにより行うこととし、その際の件名は【包括プロポ質問書】とすること。なお、電子メール送信後に、電話にて到達確認を行うこと。

(3) 質問への回答

① 期間 令和6年4月19日(金)

② 方法 質問に対する回答は、全ての応募者に対し電子メールにより行い、その際の回答内容は、本実施要領等の追加又は修正とみなすものとする。

(4) 応募期間と応募書類の提出

- ① 期 間 令和6年5月8日（水）から5月13日（月）まで
※各日午前8時30分から午後5時まで
- ② 提出場所 行田市高齢者福祉課地域包括ケア担当 窓口⑧番

（5）応募法人によるプレゼンテーション及び資格審査・評価

- ① 開催日 令和6年5月22日（水）
- ② その他 詳細な日時・会場は、応募した法人へ文書にて通知する。なお、1法人当たり説明20分以内、質疑15分程度とし、参加者は、各法人 3人までとする。
当日、パワーポイント等を使用する場合はプロポーザル応募申請書【様式1】に記載すること。なお、プロジェクター及びスクリーンを除く機器については、応募者が持参すること。

（6）行田市地域包括支援センター運営協議会

- ① 時 期 令和6年6月中旬
- ② その他 地域包括支援センター運営業務委託事業者候補選定にかかる選考審査結果についての報告を行うものとする。

（7）委託事業者の候補となる法人の決定

- ① 時 期 令和6年6月下旬
- ② その他 結果は、応募した法人に対して通知し、委託事業者の候補となる法人については、行田市ホームページに掲載し公表する。

（8）細目協議、引継

- ① 時 期 令和6年7月1日（月）から9月30日（月）まで
- ② その他 詳細は、委託法人との協議により決定する。

（9）指定、契約締結、業務開始

- ① 時 期 （契約締結日）令和6年7月1日（月）
（指定・業務開始日）令和6年10月1日（火）
- ② その他 詳細は、委託法人との協議により決定する。

（10）その他

上記（5）から（9）までのスケジュールについては、変更する場合がある。その場合、必要に応じて高齢者福祉課から応募者に対し連絡する。

7 情報公開及び情報提供

本プロポーザルの選定結果について、行田市情報公開条例（平成15年条例第21号）に基づき情報公開及び情報提供を行うものとする。ただし、委託事業者の候補となる法人以外の順位、名称及び評価点については、特定できないよう公表する。

8 その他

委託事業者の候補となる法人との契約締結に向けた協議が整わない等の場合については、次点の法人と契約交渉を行うものとする。

9 問い合わせ

本実施要領の内容に関する問い合わせは、令和6年4月5日（金）午前9時から4月17日（水）午後5時までの間に、本実施要領の質問票にて電子メールにより行うこと。

郵便番号 361-8601

住 所 行田市本丸2番5号

担当部署 行田市健康福祉部高齢者福祉課地域包括ケア担当 ⑧番窓口

電 話 048-556-1111

F A X 048-564-1315

E-mail kourei@city.gyoda.lg.jp

事業	事業内容	5センター 合計	平均
総合相談	相談件数	6,845	1,369
権利擁護	成年後見制度相談延件数	96	19.2
	高齢者虐待相談延件数	57	11.4
包括的・継続的ケアマネジメント	個別相談(ケアマネジャー等)件数	566	113.2

○ 総合相談・支援業務の件数内訳

内容別総合相談(延)

令和4年度

相談内容	5センター 合計	平均
介護の相談(具体的な介護方法など)	695	139.0
介護保険の相談(申請・プラン作成など)	4,151	830.2
若年介護者(18歳未満)からの相談	11	2.2
施設入所に関する相談	335	67.0
事業対象者(説明・プラン作成など)	134	26.8
認知症及び認知症疑いの相談	417	83.4
精神及び精神疾患疑いの相談	201	40.2
その他内科疾患などの医療的相談	1,003	200.6
経済的な相談	271	54.2
高齢者福祉サービス(市)の相談	172	34.4
高齢者福祉サービス(市以外の民間業者)の相談	64	12.8
障害者福祉サービス(市)の相談	56	11.2
障害者福祉サービス(市以外の民間業者)の相談	12	2.4
若年等で介護・福祉サービスを受けられない方の相談	17	3.4
高齢者の方への状況確認	1,147	229.4
生活上の相談	605	121.0
家族関係の相談	227	45.4
その他(上記にあてはまらないもの)	448	89.6
合計(件)	9,966	1,993.2

○ 利用者ケアプラン件数

令和4年度

ケアプランの種類		5センター合計		平均	
		事業 対象者	要支援者	事業 対象者	要支援者
ケアマネジメント A(①)	直接	577	2,700	115	540
	委託	48	481	10	96
ケアマネジメント B(②)	直接	386	27	77	5
	委託	0	0	0	0
予防給付用ケアプラン作成数(③)	直接		3,670		734
	委託		542		108
合計(件数) (①+②+③)		1,011	7,420	202	1,484

● 審査項目について

審査項目にはそれぞれ評価点を付し、その合計点数の6割を基準点とし、原則として基準点を下回る応募者は委託事業者の候補となる法人に選定しないため、留意すること。

審査項目	評価内容
1 法人に関する事項	<input type="checkbox"/> 法人の基本理念・運営方針 <input type="checkbox"/> 法人としての社会貢献度 <input type="checkbox"/> 受託法人としての経営の安定性 <input type="checkbox"/> 人材育成 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター受託実績及び介護保険サービス事業その他高齢者福祉事業実績 <input type="checkbox"/> その他公益事業、地域づくりに関する取組等実績
2 運営に関する事項	<input type="checkbox"/> 応募理由 <input type="checkbox"/> 公益事業としての公正・中立性の確保の必要性に対する考え方・取組み方針 <input type="checkbox"/> 応募する担当区域の現状、課題の把握方法、取組み方法 <input type="checkbox"/> 総合相談支援業務取組み方針 <input type="checkbox"/> 介護予防ケアマネジメントの取組み方針 <input type="checkbox"/> 高齢者の権利擁護業務取組み方針 <input type="checkbox"/> 包括的・継続的ケアマネジメント業務の取組み方針 <input type="checkbox"/> 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築の方針 <input type="checkbox"/> ひとり暮らし高齢者等に対する支援方針、具体的方法 <input type="checkbox"/> 認知症高齢者に対する支援方針 <input type="checkbox"/> 高齢者支援における医療との連携方針 <input type="checkbox"/> 地域包括ケアシステムの構築を踏まえた地域共生社会の推進の方針 <input type="checkbox"/> 指定介護予防支援事業所の運営方針と体制 <input type="checkbox"/> 個人情報の保護・管理方針、方法 <input type="checkbox"/> 苦情処理と業務への反映
3 職員の確保に関する事項	<input type="checkbox"/> 3職種（保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等の各1名以上）配置予定者及び保有資格、指定介護予防支援業務配置予定者に関する方針及び中長期的な職員確保の取組み <input type="checkbox"/> 職員に対する法人内研修・教育 <input type="checkbox"/> 外部研修への参加、職員のキャリアアップに関する方針
4 設置に関する事項	<input type="checkbox"/> 地域包括支援センター開設までの準備計画（内容、スケジュール、資金計画） <input type="checkbox"/> 地域包括支援センターの設置計画（設置方法、設置場所等）

※この「評価項目」及び「評価内容」は、変更になる場合があるため留意すること。

● 質問書

令和 年 月 日

質問書

行田市地域包括支援センター運営業務委託事業者候補選定プロポーザルに関して、下記のとおり質問書を提出いたします。

法人名	
所在地	
部署	
質問者氏名	
連絡先	TEL : FAX : E-mail :

質問事項 (タイトル)	
実施要領での 対応部分	ページ : 該当箇所 :

質問 内 容	
--------------	--

※質問は簡潔明瞭に記入すること。

※質問票受付期間及び提出方法

【期 間】 令和6年4月5日（金）午前9時から4月17日（水）午後5時まで

【提出方法】 電子メールにより提出すること。

メールアドレス:kourei@city.gyoda.lg.jp